

令和5年度福岡県製菓衛生師試験受験案内

1 試験期日 令和5年9月8日(金)

2 試験会場 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室
福岡市博多区吉塚本町13番50号

3 試験科目及び時間

(1) 集合時間 午後0時30分(試験会場への入室は午後0時から開始する。)

(2) 試験時間 午後1時から午後3時まで

(3) 試験科目

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

①衛生法規

②公衆衛生学

③食品学

④食品衛生学

⑤栄養学

⑥製菓理論

⑦製菓実技(和菓子、洋菓子、製パンのいずれか一科目を選択)

ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出る者については、上記⑥製菓理論及び⑦製菓実技の試験を免除する。この場合、試験時間は午後1時から午後2時30分までとする。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者*であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの(製菓衛生師法第5条第1号該当)

(2) 学校教育法第57条に規定する者*であって、2年以上菓子製造業に従事*したもの(製菓衛生師法第5条第2号該当)

(3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事*していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事*した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの(製菓衛生師法附則第2項該当)

※学校教育法第57条に規定する者・・・中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者等をいう。

◎学校教育法第57条

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

★菓子製造業に従事・・・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定により都道府県知事又は保健所設置市市長の許可を受けた同法施行令第35条第11項(菓子製造業(パン製造業を含む。)) (以下「菓子製造業」という。)の営業施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

【重要】次のような場合は菓子製造に従事したとは認められない。

① 専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄、事務員、運転手等、菓子の製造に従事しない者

② レストラン、ホテルなどの飲食店営業(菓子製造業の営業許可を持たない施設)において、その営業所内で客に提供するパン、ケーキなどの製造に従事している者

③ パートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者(ただし、原則として週4日以上かつ1日6時間以上菓子製造業務に従事している者を除く。)

5 受験手続

受験願書提出期間	令和5年7月3日(月)から7月18日(火)まで(土日祝を除く)に持参すること (注1) ただし、福岡県外に居住し、かつ福岡県外で就業(学)する者(以下「県外受験者」という。)に限り、郵送による提出を認める。この場合、7月18日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。 (注6)			
受験願書受付時間	午前9時から午後5時まで			
受験願書提出場所	県内に居住又は就業(学)する者	住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉(環境)事務所、保健所(以下「保健福祉環境事務所等」という。) ※ 詳細は、「受験願書の提出先一覧表(お問い合わせ先)」のとおり		
	上記以外(以下、「県外受験者」という。)	福岡県保健医療介護部生活衛生課(以下「県庁生活衛生課」という。)		
提出書類	ア 受験願書	※氏名は、戸籍上の文字を用いて、楷書ではっきりと記入すること。 ……1部		
	イ 履歴書	……1部		
	ウ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(出願前6ヵ月以内に発行されたものの。住民票は、本籍地の記載があるもの。日本国籍を持たない者は国籍等が記載された住民票又は旅券の写し。)	……1部		
	エ 『4 受験資格』の該当区分による必要書類	……必要な場合 各1部		
	区分 添付書類	「4 受験資格」のうち(1)に該当するもの	「4 受験資格」のうち(2)に該当するもの	「4 受験資格」のうち(3)に該当するもの
	中学校卒業以上の卒業証明書または卒業証書の写し (注3, 注6)	不要	必要	不要
	製菓衛生師養成施設の課程(1年以上)を修了したことを証する書類	必要 ※製菓衛生師養成施設の卒業証明書、卒業証書の写し (注3, 注6) 又は養成課程の修了証明書	不要	不要
	製菓業務従事証明書 (注4, 注5)	不要	2年以上の従事証明書が必要	昭和41年12月26日を期間に含んだ3年超の従事証明書が必要
	オ 写真	出願前6ヵ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に氏名・撮影年月日を記載したもの		……1枚
	カ 受験票(受験票に示した住所や氏名等、必要事項を記入したもの)			……1枚
	キ 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類※ → 厚生労働大臣、都道府県知事または指定試験機関発行の合格証明書若しくは技能検定合格証書の写し (注3, 注6)	※試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。なお、パン製造に係る1級又は2級の技能検定の合格者であっても、試験科目の一部免除にはならない		……1部
受験申込手数料	受験申込手数料 9,400円 福岡県領収証紙 (※収入印紙ではない)により納入すること。ただし県外受験者については現金書留又は郵便為替による支払いも受け付ける。			
留意事項	受付をした受験願書等の提出書類一式及び納入された手数料は、申込みを取り消した場合または試験を受けなかった場合でも返還しない。 (注6) ※ 福岡県領収証紙は、いったん購入すると換金できないので、受験資格が有ること等を保健福祉環境事務所等で確認を受けてから福岡県領収証紙を購入すること。			

(注1) 受験願書の提出時に、受験資格等の審査をするので、原則として、受験者が持参すること。
(やむを得ない理由により、受験者以外が持参する場合は、適切に対応できる者であること。)

◎ 審査の結果、是正を指示することがある。是正の対象が、「受験願書」・「履歴書」の場合は、その時点で是正をすることができるが、是正の対象が「戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し」(日本国籍を持たない者は国籍等が記載された住民票又は旅券の写し)・「製菓業務従事証明書」等の証明書の場合は、是正に日数が必要となるので、早い時期に受験願書等を保健福祉環境事務所等に持参すること。

(受験願書提出期限までに提出書類が整わない場合は、受付をしない。)

※ 受験願書の提出期間より前であっても、受験願書等の記入や受験資格等少しでも不明なことがある時は、受験願書提出場所の保健福祉環境事務所等に相談をすること。

(注2) 履歴書

① 電話番号は、自宅(自宅の固定電話もしくは自己の携帯電話)のほか、緊急の際、確実に誰かと連絡が取れる電話番号(勤務先、学校や実家等)を記入すること。(必ず、電話番号を2つ記入すること。)

② 学歴は、中学校卒業以降から記入すること

③ 下記の**(注4)**に留意のうえ、記入例に従って記入すること。

(注3) 提出書類の「卒業証書の写し」または「技能検定合格証書の写し」については、必ず卒業証書または技能検定合格証書の原本を提示し、保健福祉環境事務所等の受付担当者の原本確認を受けること。(県外受験者の場合 → **(注7)**)

※ 卒業証明書又は卒業証書は、学校教育法第1条に定める学校又は製菓衛生師養成施設のものであること。

◎ 学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校とする

(注4) 「履歴書」及び「製菓業務従事証明書」は、菓子製造業の許可施設の名称(「屋号」等)がわかるように記入すること。

【重要】 従事先が、菓子製造業以外の営業許可(飲食店営業等)を併せて有する場合は、菓子製造業の許可施設において菓子製造業に従事していること(または、従事していたこと)がわかる内容であること。(勤務している(または、勤務していた)屋号、店舗名を必ず記入すること。)

(注5) 製菓業務従事証明書の証明者

- | | |
|--------------------------|---|
| (受験者) | (証明者) |
| ○ 営業者 | → 同業営業者 (注意1) または
菓子工業組合理事長(組合員のみ) (注意2) |
| ○ 従事者 | → 従事先の営業者 (注意1) または同業営業者 (注意1) |
| ○ 廃業等により、元の
営業者がいない場合 | → 同業営業者 (注意1) |

***注意1** … 証明者の要件等

(1) 営業者及び同業営業者について … 菓子製造業の営業許可名義者であること。

(2) 受験者本人以外の者であること。

***注意2**

菓子工業組合理事長の証明を受ける際の詳細については、菓子工業組合に問い合わせること。

◎ 連絡先 福岡県菓子工業組合 福岡市中央区春吉3丁目15番30号 TEL: 092-761-1393
(福岡県以外の菓子工業組合については、各自で調べてください。)

(注6) 「受験票」を記入する際に、製菓実技の3科目からいずれか受験希望の科目を選択すること。また願書の提出後は受験科目の変更はできないため、誤りの無いよう留意すること。

(注7) 県外受験者が郵送により受験を申込み場合

- (1) 必ず書留郵便とし、「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書すること。
- (2) 受験資格の確認書類は、以下の書類を原則とする。
 - ①中学校以上の学校及び製菓衛生師養成施設を卒業したことを証する書類は「卒業証明書」
 - ②製菓衛生師養成施設における製菓衛生師養成課程を修了したことを証する書類は「製菓衛生師養成課程修了証明書」
 - ③菓子製造に係る技能検定に合格したことを証する書類は、「合格証明書」ただし、上記①又は③の書類準備が困難である場合は、「卒業証書」または「技能検定合格証書」（以下「卒業証書等」という。）の原本及び写しを郵送すること。なお、原本の送付が困難な場合、試験当日に原本確認を行うので、卒業証書等を持参すること。
原本を送付した場合、返信用封筒（卒業証書等が入る封筒や賞状用の筒等に返信に必要な額の切手を貼り付けし、併せて返信先の郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を必ず同封すること。
- (3) 製菓実技3科目のうち、どの科目を受験するか願書に記載すること。

※ 卒業証書等の原本提示を郵送により行った場合を除き、提出された受験願書一式は返還しない。（返還対象は、「卒業証書等」の原本のみとし、願書提出時に卒業証書等の写しと返信用封筒等が同封してあった場合に限る。）

6 受験票の送付

試験期日の一週間前までに受験者に対し、受験番号を記入した受験票を県庁生活衛生課から送付する。

7 合格者の発表及び合格証書の交付

合格者の受験番号は、令和5年10月4日(水)に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁生活衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。
また、試験の合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

- (1) 試験当日に持参するもの
鉛筆またはシャープペンシル。消しゴム。受験票。
※ 試験中は携帯電話等電子通信機器を使用することはできません。また、携帯電話等を時計代わりに使用することも出来ません。試験中に時間を知りたい方は、時計（多種多様な機能が付いていない、時間を確認できる程度の機能のもの。）を御用意ください。
- (2) 受験者は、試験会場となる建物の駐車場を利用することができません。公共交通機関を利用してください。
- (3) 受験願書提出後から合格発表の日までに氏名、現住所及び自宅または緊急連絡先の電話番号に変更があるときは、すみやかに受験申込みを行った保健福祉環境事務所等（県外受験者は県庁生活衛生課）に連絡し、指示を受けること。
- (4) 台風の到来等により、令和5年9月8日(金)に試験の実施が困難となったときは、前日までに福岡県ホームページでお知らせします。
- (5) 受験手続き、その他の問合せは、それぞれの受験願書の提出先に行うこと。

※ 県庁生活衛生課及び保健福祉環境事務所等は、製菓衛生師試験を実施する機関であり、試験対策の講習は行っていません。また、参考図書等の販売及び紹介も行っていません。

◎ 受験願書の提出先一覧表（お問合せ先）

住所地又は就業(学)地	保健所等	所在地	電話番号	
北九州市	小倉北区	北九州市保健所 東部生活衛生課	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借1-7-1 総合保健福祉センター	093-522-8728
	八幡西区	北九州市保健所 西部生活衛生課	〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6F	093-642-1441(代)
	門司区	門司区役所 保健福祉課	〒801-8510 北九州市門司区清滝1-1-1	093-331-1881(代)
	小倉南区	小倉南区役所 保健福祉課	〒802-8510 北九州市小倉南区若園5-1-2	093-951-4111(代)
	若松区	若松区役所 保健福祉課	〒808-8510 北九州市若松区浜町1-1-1	093-761-5321(代)
	八幡東区	八幡東区役所 保健福祉課	〒805-8510 北九州市八幡東区中央1-1-1	093-671-0801(代)
	戸畑区	戸畑区役所 保健福祉課	〒804-8510 北九州市戸畑区千防1-1-1	093-871-1501(代)
福岡市	東区	東区保健福祉センター (東保健所) 衛生課	〒812-0053 福岡市東区箱崎2-54-27	092-645-1111
	博多区	博多区保健福祉センター (博多保健所) 衛生課	〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2-8-1	092-419-1126
	中央区	中央区保健福祉センター (中央保健所) 衛生課	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふビル6F	092-761-7356
	南区	南区保健福祉センター (南保健所) 衛生課	〒815-0032 福岡市南区塩原3-25-3	092-559-5162
	城南区	城南区保健福祉センター (城南保健所) 衛生課	〒814-0103 福岡市城南区鳥飼5-2-25	092-831-4219
	早良区	早良区保健福祉センター (早良保健所) 衛生課	〒814-0006 福岡市早良区百道1-18-18	092-851-6609
	西区	西区保健福祉センター (西保健所) 衛生課	〒819-0005 福岡市西区内浜1-4-7	092-895-7095
久留米市	久留米市保健所 衛生対策課	〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館4F	0942-30-9726	
筑紫野市・春日市・大野城市 太宰府市・那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課	〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎	092-513-5582	
古賀市・糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課	〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26	092-939-1744	
糸島市	糸島保健福祉事務所 保健衛生課	〒819-1112 糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎	092-322-3268	
中間市・宗像市・福津市 遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課	〒811-3436 宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎	0940-36-3318	
直方市・飯塚市・宮若市 嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎	0948-21-4817	
田川市・田川郡	田川保健福祉事務所 保健衛生課	〒825-8577 田川市大字伊田松原通り3292-2 田川総合庁舎	0947-42-9378	
小郡市・うきは市・朝倉市 朝倉郡・三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課	〒838-0068 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎	0946-22-2741	
柳川市・八女市・筑後市 大川市・みやま市・大牟田市 三潁郡・八女郡	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課	〒832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎	0944-72-2162	
行橋市・豊前市・京都郡 築上郡	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課	〒824-0005 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎	0930-23-2245	
福岡県以外	福岡県保健医療介護部 生活衛生課食品衛生係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3280(直通)	